

広告募集案内【定価制】
(イベント等協賛募集仕様書)

第7回よこはま健康スタンプラリーに協賛してくださる事業者を以下のとおり募集します。

■対象事業

名 称	第7回よこはま健康スタンプラリー
事業概要	横浜市健康福祉局では、市民の皆様が楽しみながら健康づくりなどに取り組むきっかけとなるよう「健康スタンプラリー」を実施します。このスタンプラリーは、運動・スポーツ、食生活、介護予防講座などの対象事業の参加者に、スタンプカードを配布し、スタンプを2つ集めて、健診などの健康チェックを受けると、各種景品が当たる抽選に応募できるという事業です。 (抽選は平成31年1月、景品発送は2月を予定しています。)
日 時	平成30年7月1日(日)から平成30年12月31日(月)
開催場所	横浜市全域(健康づくりや介護予防を目的としたイベント・講座会場等)
来場者数・来場者層	期間中1.5万人超の応募を想定 (第6回実績 15,332人/対象事業数 3,094事業)

■横浜市がご協力いただきたいこと(条件:A, B, Cのいずれか)

	項 目	内 容
1	スタンプラリー参加者に対する特典としての景品のご提供	スタンプラリー参加者に抽選でプレゼントする景品のための物品を、無償でご提供ください。(ご提供いただく時期は平成31年1月を予定しています。) A: 総額10万円以上相当の物品 B: 総額3万円以上10万円未満まで相当の物品 C: 総額1万円以上3万円未満まで相当の物品 ※ 上記金額は本体価格で、税額は含まないものとします。

■横浜市からご提供できるスポンサーメリット

	項 目	内 容
1	チラシへの協賛企業名とご提供の景品のご紹介	区役所、地域ケアプラザ、地区センター、スポーツセンター等で配布する応募はがき付きリーフレット(約23万枚)に協賛企業名とご提供の景品をご紹介します。 ・A(総額10万円以上のご提供)については、貴社名等ご指定のロゴ表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。 ・B(総額3万円以上10万円未満までのご提供)については、貴社名をテキスト表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。 ・C(総額1万円以上3万円未満までのご提供)については、貴社名をテキスト表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。 ※ご提供内容によって社名表記の大きさが変わります。
2	ホームページでの協賛企業名と提供品のご紹介	掲載ページ: 横浜市健康福祉局 「健康スタイル〜エンジョイウォーキング〜」内 「よこはま健康スタンプラリー」協賛企業と提供品のご紹介 掲載期間: 平成30年7月から平成30年12月まで ・A(総額10万円以上のご提供)については、貴社名等ご指定のロゴ表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。また、貴社ホームページ(原則トップページ等へリンク。販売ページへの直接リンクは不可)へのリンクを張らせていただきます。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ B（総額3万円以上10万円未満までのご提供）については、貴社名をテキスト表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。 ・ C（総額1万円以上3万円未満までのご提供）については、貴社名をテキスト表示、ご提供景品を写真付きでご紹介いたします。 <p>※ご提供内容によって社名表記の大きさが変わります。 ※アクセス数（平成29年1～12月）月平均約1350件 （このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません）</p>
3	記者発表資料での協賛企業名の掲載	第7回実施の記者発表（資料配布）（平成30年6月上旬予定）

■ご留意いただきたい点

物品・広告の内容等	<ol style="list-style-type: none"> (1) ご提供いただく物品については、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準その他の広告関連規程を遵守してください。（特に健康や栄養に関する表示にご注意下さい。） (2) ご提供いただく物品は、スポーツ、レジャー、食育、ライフスタイル、健康づくり等に関連するもので、原則として600円以内で配送できるものを希望しております。配送に600円を超える金額を要する物品についてはご相談ください。 (3) ご提供いただく物品は、1品3000円程度以上を希望しております。 (4) 抽選は平成31年1月、景品発送は2月を予定しておりますので、その時期にご提供いただけるものをお願いします。 (5) 生鮮食品についてはご相談ください。 (6) ご提供いただく物品は、市民が景品として喜ぶ物にしてください。 (7) 平成30年4月13日（金）までに景品の写真等を提出し、上記(1)～(6)について広告内容の審査を受けてください。 (8) 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 (9) 平成30年4月20日（金）までに、審査が完了した広告原稿を提出してください。 (10) 上記を踏まえ、お申込みをお受けできない場合がございますので、ご了承ください。
-----------	---

■申込み

申込条件	<p>広告代理店※のほか、協賛企業自らのお申込みも可能です。</p> <p>※お申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
申込方法	申込書（別紙）をEメール又はFAX等で下記申込先へ送付してください。
事業者選定方法	上記「ご留意いただきたい点」の「物品の内容等」に記載しております留意点に合致するものは、申込期間中すべて受け付けます。
募集開始日	平成30年2月28日（水）
申込期間	平成30年2月28日（水）～平成30年4月13日（金）
申込先	<p>（担当課名）横浜市健康福祉局保健事業課 （所在地）〒231-0017 横浜市中区港町1-1 （TEL/FAX）TEL 045-671-3892/FAX 045-663-4469 （Eメール）kf-stamprally@city.yokohama.jp</p>

■対象事業の過去の様子

●第6回よこはま健康スタンプラリー

- 実施期間：平成29年7月～平成29年12月
- 対象事業数：3,094事業
- 抽選応募者数：15,332人
- リーフレット配布数：約26万部
- 広報活動：記者発表（資料配布）、公式ホームページ、広報よこはま（約156万部、市内全世帯配布）
イベントでの周知活動

【第6回リーフレット】

健康チェックリストで健康ライフをCheckしよう!

第6回 よこはま健康スタンプラリー 応募期間 7/10~12/31

健康スタンプカード

協賛企業募集

貴社名

健康スタンプカード作り方

健康を守るため、定期的に自分の健康をチェックしましょう!

健康チェックを受けて、スタンプがたまったら応募しよう!

写真付きご提供

<第6回協賛内容>

- ・飲料類（お茶、ジュース）
- ・食品（食品詰合せ、銘菓詰合せ、栄養食品）
- ・アメニティ（ボディソープ、ハンドソープ、保湿クリーム）
- ・健康グッズ（枕、足裏シート、ケアボール、ステッパー）
- ・オリジナルグッズ（クリアファイル、博物館グッズ、ピンバッジ、ぬいぐるみ）
- ・招待券（スポーツ観戦、水族館、美術館、博物館、スパ、観光施設）
- ・チケット類（レストラン券、ドリンク券、ギフト券） など各2名～50名分

※詳細につきましては、事業紹介ウェブページをご覧ください。

<http://enjoy-walking.city.yokohama.lg.jp/stamp rally/list/>

広告掲載申込書（イベント協賛等：先着順）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	第7回よこはま健康スタンプラリー		
	協賛内容 ※該当するものに「○」を記入してください。	協賛金の提供	口 円 〈ご提供いただける景品の名称・数量をご記入ください〉	
		物品の提供	物品製作に係る経費 _____ 千円（概算） ※横浜市として経費縮減効果額を算定するための参考として使わせて頂きます。	
		その他		
	広告内容 ※広告の掲載がある場合のみ記入してください。	リーフレット等に掲載する協賛企業名： ※社名ロゴやご提供物品の写真については、別途調整させていただきます。		
個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うことに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）